

委員 長 報 告 書

さる 2 月 20 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 52 号 橋本市 I T 地域交流センター設置及び管理条例の一部を
改正する条例について

を審査するため、2 月 26 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 52 号は、I T 地域交流センターは、地場産業の活性化のために
I T を活用した研修、交流ができる体験型施設として役割を果たしてきた
が、近年、I T 分野の進歩は著しく、I T 分野に特化した業務を支援する
必要が減少している一方、長引く不況で市内業者の業績低迷が続いており、
地場産業の再興を図るための拠点施設としての重要性が高くなっているこ
とから、「I T 地域交流センター」の施設名称を「地場産業振興センター」
に変更するものである。

委員から、現在の事業内容及び名称変更後の事業計画について ただし
があり、パイル・再織物など地場産品の展示・販売、パソコン体験、事業
会計研修会に加え、21 年度からは地域活性化事業として再織体験、地元企
業の出展イベントやパソコン教室、地元交流事業としてパイルパッチワー
ク体験教室、子ども向け手作りフェア、保育園・幼稚園の作品展、地元サ
ークルの展示会など、指定管理事業と自主事業を併せて実施している。今
後は、地場産業の活性化により重点を置いた事業に取り組んでいく との
答弁がありました。

指定管理者である高野口町商工会の自己資金投入で経営が成り立ってい
るとのことであるが、地場産業振興は商工会の業務であり、また、指定管
理料以外に地場産業関連の補助金や市の委託事業もある中、自己資金投入
は当然ではないか とのただしがあり、委託事業については、来年度から

の予算化により委託先は未定であるが、パイル織物の販売促進や生地ブランド化の取り組み等を実施することになる。商工会への補助金に関しては、相談事業、公的資金の斡旋、各種イベントへの参加、新商品開発、会員の厚生事業等、様々な事業に取り組んでおり、会費も集めているが、補助金が不足する状況であり、本施設運営への補填は厳しいと聞いているとの答弁がありました。

地場産業振興センターは現施設が最終的なものとなるかとのただしがあり、本施設は、合併時の新市まちづくり計画において、重点施策の一つとして位置づけている。現在書庫となっている旧高野口町役場東別館をセンター別館として活用することも検討しているが、施設面の整備よりもソフト事業の充実が重要と考えているとの答弁がありました。